県営土地改良事業計画の決定

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 岐

道路の供用開始 道路の区域変更

公

示

指定介護機関の廃止の届出

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

目 次

医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する訪問看 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 七八五ページ

告

示

指定訪問看護事業者等の所在地の変更の届出

指定医療機関の廃止の届出

同

七八六

七八七

同

同

事業者等の指定

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指

道 同 路 維 持 課)

七八九

七八七

七八九

同

同 七九〇

(商業・金融課) 七九〇)七九一

(環境生活政策課)

七九〇

同

地

整

備課)七九一

浅 < 名

野

羽島市竹鼻町日吉一二三 各務原市那加野畑町一

お

h

科

医 院 科

称

所

neblic in the contract of the

関市山田九七九

千 八 百

七

号

第

平成二十八年十二月十三日

告

示

岐阜県告示第六百二十三号

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定に 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活 より告示する。

平成二十八年十二月十三日

古

岐阜県知事 田

在 地 指

定 年

月

日

平成二八・ 九

Ξ

平成二八・一〇・

同

水店とイ薬局

大垣清

一階 大垣市清水町二八 一シャローF

同

多治見市金岡町一 古四 同

多治見市滝呂町一二 二二一 同

発行

平成二十八年十二月十三日

公 報

岐

阜

県

毎週 金曜日

アイセイ薬局 アイセイ薬局

滝呂店

金岡店

第280万	7号				ú	支	阜	ļ	₽ 2	全 幸	g.	Σ	严成 2	8 年 12 月]13日	(78	86)
坂新田店	アピス薬局	ック たじみこころのクリニ	nea idll ciD ce an	まもる耳鼻	瑠璃光	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	店アイセイ薬局	店アイセイ薬局	店アイセイ薬局	前店アイセイ薬局	アイセイ薬局	て店 アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	わ店アイセイ薬局
大 垣 赤	大 垣 店	のクリニ	a C l l · i M	咽喉科	薬局	南濃店	下呂店	本巣店	大 垣 南	揖 斐 川	み た け	惠 那 駅	明智店	おおく	付知店	駒 場 店	ひるか
大垣市赤坂新田一 七二 二	コア禾森一階 五〇 アーバ	多治見市音羽町一 七一 一	関市山田九七九 一	多治見市白山町一 三一 一	養老郡養老町船附一三四三	海津市南濃町松山一九五 一	下呂市森字上ヶ平二三三一 ニ	本巣市早野字一本松六五三	大垣市築捨町五 六九 一	揖斐郡揖斐川町三輪一〇五	可児郡御嵩町中二四一〇	惠那市大井町一七四 一二	惠那市明智町八七六 一四	瑞浪市大湫町一一三(五四)	一中津川市付知町広島野二七一	九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	中津川市蛭川二三六二六

= Ξ

同 同 同 同

同

同

同

同

同

同

岐阜県告示第六百二十四号

五

同

同

五条の三の規定により告示する。 支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留 保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

平成二十八年十二月十三日

等の名称 訪問看護事業者 ション等の名称訪問看護ステー ン等の所在地訪問看護ステー · 省 年指

社株式会社 介護株式会社五十鈴 二六 多治見市栄町二 五十鈴訪問看護

誠心

スション ハピネ いピネ

岐阜県知事 古 田

二六 多治見市栄町二 月 日定

池町二 二八二 各務原市鵜沼三ツ 同

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第 活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し る法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す た旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円

バン

同

同

同

平成二八・一一・

岐阜県告示第六百二十五号

同

平成二十八年十二月十三日

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示す

岐阜県知事 古 田

五四

同

同

四

同

Ξ

同

ピス薬 局大垣 店 大垣市禾森町五 五〇

名

称

所

在

地

廃

止

年

日

ア

Ξ

平成二八・

平成二八・

九・三〇 ハ・三 月

占四

同

同

八

同

六

同

五

同

平成二八・一〇・三一

岐阜県告示第六百二十六号

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示す びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第 活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更し る法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す た旨届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円 同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事 古 田

業者等の名称指定訪問看護 ション等の名称訪問看護ステー ン等の所在地 訪問看護ステー

当

年変 月 日更

所の所在地 者等の主たる事務 指定訪問看護事業

新

株式会社シエン

旧

三二惠 六八一市 九大井 二 二二二〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

ションシエント

新 二二二〇 一 一 一 一

三二惠 六八市市 九大井町

旧

岐阜県告示第六百二十七号

六九

同

同

同

= Ξ

平成|

八

九

· 一六

同 同 同 同

の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、 された生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため 援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものと 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと 十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項及び中国残留邦 同法第五

					第28
がおおの	ゆり整形内科整形おおの	シ ピ 訪介 ョリ問護 ンテリ予 I八防	三〇六三重県津市柳山津興三	医療法人 のぞみ	0 7号
形 お お の	ゆり整形内科整形おお	シビ訪 ョリ問 ンテリ I八	三〇六三重県津市柳山津興三	医療法人 のぞみ	
ト 敬 愛	ケアサポー・	訪介 問護 介養防	丁目二〇七番地 岐阜県高山市昭和町一	政婦紹介所 有限会社 山之上看護婦家	
りを表している。	ケアサポー・	訪問介護	丁目二〇七番地 岐阜県高山市昭和町一	政婦紹介所 有限会社 山之上看護婦家	ı
センター	いきいきリハビリセンター	シピ通介 ョリ所護 ンテリ予 Iハ防	良町一一九番地岐阜県羽島郡笠松町奈	医療法人社団 悠久会	岐 阜
センター	いきいきリハビリセンター	シビ通 ョリ所 ンテリ ーハ	良町一一九番地岐阜県羽島郡笠松町奈	医療法人社団 悠久会	県
だ 薬 局	有限会社 ひ	管居介 理宅護 指療予 導養防	丁目八一番地岐阜県高山市名田町三	有限会社 ひだ薬局	公 報
だ 薬 局	有限会社ひ	管居 理宅 指療	丁目八一番地岐阜県高山市名田町三	有限会社 ひだ薬局	
フルディ	サービスセンターいちいの杜ハート	通介 所護 介養防	六七番地の四岐阜県関市下有知五三	社会福祉法人 平成会	平
フルデイ	サービスセンターいちいの杜ハートフルデイ	通所介護	六七番地の四岐阜県関市下有知五三	社会福祉法人 平成会	成 28 年
寺の名称	居宅介護事業所等の名称	のサー 種 類 ス	たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主	居宅介護事業者等の名称	12 月 13日
	肇	事古田	岐阜県知事		l
			B	平成二十八年十二月十三日	(788
		•	の三の規定により告示する	された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。)

丁目八一番地 岐阜県高山市名田町三

同

洞五六六番地一岐阜県関市市平賀大知

同

洞五六六番地一岐阜県関市市平賀大知

平成二八・

九

丁目八一番地岐阜県高山市名田町三

同

在地を指導業所等の所

指 定

年

月

日

一四一 字大野字上城東七五三 岐阜県揖斐郡大野町大

同

一四一 字大野字上城東七五三 岐阜県揖斐郡大野町大

同

一丁目一三五番地九岐阜県高山市昭和町

同

一丁目一三五番地九岐阜県高山市昭和町

良町一一九番地岐阜県羽島郡笠松町奈

同

良町一一九番地岐阜県羽島郡笠松町奈

国一道般

六二 号百 五 十

八九番一地先地内郡上市八幡町旭字堀越九

前

÷

<u>=</u>7

三

後

五**寸** 三

芸

類の道 種路

路

線 名

X

間

別前変区 後更域

メート

メート

員敷 地 の幅

延

岐阜県告示第六百二十九号

シー 株式会社

アピスファーマ

一番一号大阪府茨木市高田町一

管居介 理宅護 指療予 導養防

ア

ピ

ス

シー 株式会社 アピスファーマ

一番一号 大阪府茨木市高田町

管理 程 套 等 養

居宅介護事業者等の名称

たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主

の種類 ス

岐

維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事

古

田

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

次のように変更したので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

道路の区域を

岐阜県告示第六百二十八号

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条 定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の 第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指 る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す

> 活保護法第五十五条の三の規定により告示する。 配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生 三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事

古

田

在地居宅介護事業所等の所 廃 止 年 月 日

居宅介護事業所等の名称

ア ピ ス

薬 局 大 垣 店

大垣市禾森町五

五〇

平成二八・一〇・三

薬 局 大 垣 店 大垣市禾森町五 五〇

同

岐阜県告示第六百三十号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一項の規定により、

道路の区域を

次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事 古 田

		148				
		考				
y i		類の道 種路				
t	中	路				
宗	- 野 方 泉	線				
Á		名				
七五一番一一地先まで同 郡同 町同 字同	洞七六五番四地先から加茂郡八百津町福地字島	区間				
後	前	別前変区 後更域				
季 季 九 六	事 与 三	ル (員敷) メー の ト 幅				
九 五 〇	九 五 〇	ル _{(メート} 長				
		備				
		考				

類の道 種路

路 線 名

X

岐阜県告示第六百三十一号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事 古

田

県道	類の道 種路			
恵多 治 那見 線	路 線 名			
一地先まで 一地先まで 一地先まで 三五番	区間			
七五•	ル (延 (メ ト 長			
示平 •_	の 供用開始			
世 平 成 ⇒	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考			

岐阜県告示第六百三十二号

岐

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事 古 田

閰 しょう シート ト長 供用開始 の 期 日 ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

> 国一 道般 号百五十六 原一〇五番三地先から大野郡白川村大字牧字中ノ川 四〇番八地先まで郡同が大字同字同

示**平** 亭 三

崇平 成 ≓ рu

公

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事 古 田

請の あっ た 年月日 平成二十八年十一月二十二日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ長良川走ろう会

氏 名

五四三

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、マラソンやジョギングなどのスポーツを 岐阜県岐阜市西改田夏梅一三九番地の一

通じて、市民の交流や「心の豊かさ」を育み健全な心身

社会福祉の向上、地域文化の振興、青少年の育成、自然 の維持増進を図る機会を広く社会に提供し、それにより

環境の保護など健全な地域社会の推進に寄与することを

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

目的とする。

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第二項の規定により意見書**

融課及び可茂県事務所において縦覧に供する なお、 、その意見書は平成二十八年十二月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金

平成二十八年十二月十三日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

(仮称) 可児中恵土複合店舗

可児市中恵土二三七一 六一 外

意見の概要

住民の意見

駐車場の出入口の位置について

経路の設定について

雨水について

騒音対策について

光害について

周辺住民のプライバシーの確保について

周辺道路の交通について

新設)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

項による届出とみなし次のとおり公示する。 規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定により大**

業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十八年十二月十三日から四月間岐阜県商工労働部商

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

見書を提出することができる。

平成二十八年十二月十三日

(791)

古 田

岐阜県知事

届出年月日

平成二十八年十一月二十五日

届出者の氏名又は名称

=

協同組合下呂ショッピングセンター

建物の名称及び所在地

協同組合下呂ショッピングセンター

Ξ

下呂市小川字清水一二三六番地の一

外

ライフアップタウン ピア

変更しようとする事項

四

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三、五九一平方メートル

三、三四七平方メートル

県営土地改良事業計画の決定

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、次の

平成二十八年十二月十三日

写しを次のとおり縦覧に供する。

岐阜県知事 古 田

大垣上石津地 施行に係る地区名 X 大 縦 垣 覧 市 場 役 所 所 同平 __成 縦 九八 覧 期 **一** 八三 か でら 閰